

小郡市議会 新型コロナウイルス感染症に関する 議会運営マニュアル

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、市議会議員等が感染し、又は感染の疑いがある事象が発生した場合においても円滑に議会運営が諮れるよう、予め必要な事項を定める。

2 感染及び濃厚接触

市議会に関わる者が感染し、又は感染の疑いのある場合は、次により対処する。

(1) 議員本人が感染した場合

議員は、議会事務局を通して議長へ報告するとともに、保健所が退院及び療養等の解除を判断するまでの間は、登庁停止とする。なお、退院及び療養等の解除後であっても、再度陽性となった事例もあるため、4週間程度は、自ら健康観察を行う。

(2) 議員本人が濃厚接触者となった場合

議員は、議会事務局を通して議長に報告するとともに、PCR検査で陰性の結果が出るまでは、登庁停止とする。なお、PCR検査結果が陰性であっても、保健所が示す健康観察期間（2週間程度）は、不要不急の登庁を自粛する。

(3) 議員の同居者が感染した場合

議員は、議会事務局を通して議長に報告するとともに、感染者との接触を控え、以後は、上記「(2)」の対応とする。

(4) 議員の同居者が濃厚接触者となった場合

議員は、議会事務局を通して議長に報告するとともに、同居する濃厚接触者がPCR検査で陰性の結果が出るまでは、登庁停止とする。なお、PCR検査結果が陰性であっても、保健所が示す健康観察期間（2週間程度）は、不要不急の登庁を自粛する。ただし、保健所から指示があった場合は、この限りではない。

※上記「(1)～(4)」に該当する事例が発生した場合は、全議員にその旨周知する。

※議会事務局職員の対応も上記「(1)～(4)」に準じる。

(5) 議会傍聴希望者への対応

ア 感染リスク回避のため、傍聴を控えていただくようお願いし、インターネット中継での視聴を案内する。

イ 感染症予防対策の注意喚起等を市議会HP及び議場、傍聴席の出入口等に掲示する。

ウ 受付時に検温を実施し、37.5℃以上の発熱や体調がすぐれない方の傍聴は認めない。

エ 傍聴者への手洗い、手指消毒、マスク着用等の感染予防対策を徹底する。

3 議会運営について

(1) 正副議長が感染した場合

地方自治法第106条第2項及び第3項の規定に基づき仮議長の選挙又は選任を行い、議長の職務を代行する。

(2) 市長、副市長、教育長及び市職員が感染した場合

ア 市長及び副市長が感染した場合

市長又は副市長のどちらかが感染した場合は、通常どおり会議を開くが、両者とも感染した場合は、議会運営委員会で対応を協議する。

イ 教育長及び市職員が感染した場合

説明及び答弁ができる職員の代理出席を認め、通常通り会議を開く。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、議会運営に支障を生じる可能性があるとして議長が判断した場合は、議会運営委員会で対応を協議する。